

平成 26 年 7 月 15 日
福祉部福祉施策調整担当課

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所基準の見直しについて

特別養護老人ホームの入所については、平成 14 年 8 月に、国が、それまでの「申込み順」から「必要度順」に基準を改正したことを受けて、区は、平成 16 年度から現在の入所基準を運用し、入所の必要の高い方から優先的に入所できるようにしている。

介護保険制度の見直しにより、特別養護老人ホームは、平成 27 年度から、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するため、この機会に現行の入所基準についても見直すこととし、特別養護老人ホーム施設長等の参加を得た検討会の議を経て、下記のとおり入所基準を見直すこととしたので報告する。

記

1 基本的な考え方

入所の必要な事情を一層きめ細かく汲み取るとともに、透明性・公平性が向上するよう見直し、14 基準 13 点満点から 21 基準 19 点満点に変更する。

2 入所基準の主な変更点

- (1) 軽度（要介護 1・2）者の加点は、つぎの基準に該当する方に限定する。
 - ①知的障害・精神障害等を伴って、地域での安定した生活を続けることが困難な方
 - ②家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が困難な方
 - ③認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要な方
- (2) 認知症による介護負担の重さを評価する。
- (3) 主たる介護者が非同居の場合も、主たる介護者がいない方と同等に評価する。
- (4) 介護を手伝う方が非同居の場合も、介護を手伝う方がいない方と同等に評価する。
- (5) 要介護 3 以上の方に対する、主たる介護者の介護期間の長さを評価する。
- (6) 在宅や特別養護老人ホーム入所中等の居住実態の違いを評価する。
- (7) 退院の必要や介護者の状況等による入所の緊急性を評価する。
- (8) 指数が同点の場合、前年所得の低い方を優先する。

3 その他の変更点

入所申込書の有効期間は、要介護認定期間とする。

※要介護認定の更新手続きを考慮して、認定期間満了後 3 か月間は有効とする。

※入所待機者のうち認定切れになっている人数 35 人（1.4%）

4 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日の入所選考から

5 広報について

- (1) 区報（10 月 1 日号）、ホームページ、ねりまほっとライン、チラシの配布
- (2) 高齢者相談センター、特別養護老人ホーム、介護サービス事業等による案内

(参考) 平成 26 年 3 月末現在

合計指数	人数
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
13 点	106 人
12 点	208 人
11 点	420 人
10 点	485 人
9 点	425 人
8 点	357 人
7 点	222 人
6 点	147 人
5 点	91 人
4 点	52 人
3 点	26 人
2 点	15 人
1 点	2 人
0 点 (非該当)	4 人
合計	2,560 人

⇒

合計指数	人数
19 点	(面接による)
18 点	(面接による)
17 点	23 人
16 点	105 人
15 点	116 人
14 点	244 人
13 点	268 人
12 点	198 人
11 点	128 人
10 点	12 人
9 点	314 人
8 点	419 人
7 点	303 人
6 点	175 人
5 点	70 人
4 点	23 人
3 点	0 人
2 点	0 人
1 点	0 人
0 点 (非該当)	163 人
合計	2,560 人

※上記の推計は 2 施設からサンプリングにより行った目安。

※入所待機者のうち要支援 1・2 に変更になった人数 15 人 (0.6%)

入所基準新旧対照表

項目	指標	見直し前	見直し後	No.	点	見直しの内容	点			
本人の状況	要介護度	要介護5	要介護5	1	5	・介護保険法の改正により、特養の重点化として、軽度(要介護1・2)の要介護者については、やむを得ない事情により、特養以外の生活が著しく困難であると認められる場合に、市町村の関与の下、特例的に入所を認めることとされた。この改正に基づき、要介護1・2の加算は、つぎの基準に該当する方とする。 ①知的障害・精神障害等を伴って、地域での安定した生活を続けることが困難 ②家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心・安心の確保が困難 ③認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要	5			
		要介護4	要介護4	2	4					
		要介護3	要介護3	3	3					
		要介護2	要介護2(障害、認知症、虐待等に限る)	4	2					
		要介護1	要介護1(障害、認知症、虐待等に限る)	5	1					
		最大値	最大値	5	5					
		認知症高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度	周辺症状数 2つ以上	認知症自立度Ⅳ以上		6	2	これまで認知症の周辺症状数で加算を行っていたが、症状の数よりも介護負担の重さ(程度の差)で判断するよう改める。	2
				周辺症状数 1つ以上	認知症自立度Ⅲ		7	1	ランクⅣ：常に目が醒めない状態。ランクⅢ：日常生活に支障を来すような行動や医師の疎通の困難が見られ介護が必要。	1
				最大値	最大値		2	2		
				いない	同居(要介護3以上の在宅者に限る)		8	5	これまで、天涯孤独の単身世帯のみ「いない」としてきたが、主たる介護者が非同居の場合も5点を認定するよう対象範囲を拡大し、「同居」とする基準に改める。	5
				難病、障害、要介護	難病、障害、要介護		9	5	介護の必要な同居者が複数いる場合の基準について、その基準が明確になるよう表	5
				本人以外の介護	介護の必要な同居者が複数いる場合		10	4	現を修正。また、要介護3以上の介護期間を勘案するようにしたため、同居高齢者より	3
				要支援、75歳以上、病弱、就労、就学	要支援、75歳以上、疾病、就労、就学		11	3	優先されることのないよう、点数を1点下げるよう改める。運動して、主たる介護者の状	2
				前の子の育児	前の子の育児		12	1	況が要支援等の場合も同様に1点下げる。	1
				特に事情がない	特に事情がない場合		12	1	・病弱の基準は、腰痛等の慢性的な身体状態や、一定期間を要する入院等による加算	1
				最大値	最大値		5	5	が必要の場合、医師の診断書の提出を受け、そこに記載された治療期間において、2	5
				介護を手伝う方がいる	介護を手伝う方がいる		13	-1	点を加算するよう、文言を疾病に改める。	-1
				要介護3以上の介護期間	要介護3以上の介護期間		介護を手伝う方がいる	介護を手伝う方がいる	13	-1
		5年以上	5年以上				14	2	主たる介護者の介護負担の期間を考慮するよう、入所希望者が要介護3以上の通算	2
		2年以上5年未満	2年以上5年未満				15	1	する介護期間を入所基準に加える。	1
		最大値	最大値				2	2		
		在宅	在宅				16	3	これまでの「介護上の問題がある」という指標の取扱いが不明確で、住宅状況の実態	3
区内特別養護老人ホームを除く施設入所等	区内特別養護老人ホームを除く施設入所等	17	2			を確認することができていなかった。また既に特別に入所中で特養を変更したい方も、	2			
区内特別養護老人ホーム入所	区内特別養護老人ホーム入所	18	1			在宅で生活している方も点数に差がなかった。そこで在宅での生活が困難な方を優先	1			
最大値	最大値	1	3			することとし、要介護3以上の入所希望者の居所・入所の状況を勘案する基準に改め	3			
極めて高い	極めて高い	19	2			る。なお、住まいがない、立ち退きを迫られている、退所・退院を迫られている場合に	2			
高い	高い	20	1			は、その事情を緊急性基準で汲み取る。	1			
低い	低い	21	0	これまで面接において把握された緊急性等の特別な事由を点数に反映することができ	0					
最大値	最大値	2	2	なかったため、特別な事情を考慮できるよう基準を追加する。	2					
合計最大値	合計最大値	13	19							
同点選考基準	同点選考基準	22	19	住民税額が低額の世帯を優先する	19	指数が同点の場合、経済的な困窮状態を考慮するよう、同点選考基準を追加する。				

※ 居所・入所状況とは、在宅等の生活の拠点とする場所と、そこで受けられる医療と介護の状況の双方を勘案して、必要なサービスの安定的・継続的な受給の困難度の高い順に、施設入所の優先度を判断するもの。

【在宅】○自宅、○サウスポイ付き高齢者住宅(特設施設入居者介護を除く)、○区立高齢者集合住宅、○シルバーピア(高齢者集合住宅)、○高齢者向け優良賃貸住宅、○高齢者専用賃貸住宅、○高齢者専用賃貸住宅、○有料老人ホーム(住宅型)

【区内特別養護老人ホームを除く施設入所等】○区外特別養護老人ホーム(東京武蔵野ホーム除く)、○老人保健施設、○療養型病床、○認知症高齢者グループホーム、○有料老人ホーム(介護型)、○病院

【区内特別養護老人ホーム入所】○区内特別養護老人ホーム(東京武蔵野ホーム含む)